

【国際文理学部】 研 究 生

研究生を志望する方は、次の各号に掲げる書類をもって出願してください。

1. 提出書類

- 1) 研究生願書(様式あり)
- 2) 履歴書
- 3) 研究生の資格(下記「2.出願資格」による)を証する書類(最終学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書)
- 4) 健康診断書
- 5) 官公庁、外国公館、その他の団体が研究生を委託するときは、その所属長の承諾書

1)～5)の書類に加えて、次の書類が事務手続き上、必要になります。

- 6) 身分証明書(「パスポート」の写しまたは「住民票の写し」(原本))
- 7) その他必要と認める書類(外国の最終学校で卒業論文がある場合は、卒業論文を日本語で要約したもの。卒業論文が無い場合は、研究計画書)

※本学卒業後引き続き研究生を志望する者は上記1)のみで可

※3)、4)、5)、6)については、3カ月以内に発行したものに限り

2. 出願資格

修業年限4年以上の大学を卒業した女子又はこれと同等以上の学力があると認められた女子

3. 出願期間

前期(4月) 入学志願者 2月1日～2月20日

後期(10月) 入学志願者 8月1日～8月20日

※土日祝日は受付しておりません。また、20日が土日祝日の場合はその直前の業務取扱日までに申し込んでください。

4. 手続き

研究生として許可された者には、本人宛に郵便で通知します。本通知を受けた者は、研究許可の日から10日以内に許可された研究期間に係る額を一括して納入してください。

研究料 月額 29,700円 【半年(6カ月):178,200円、1年(12カ月):356,400円】

※上記のほか研究に関する費用は、必要に応じ研究生の負担とします。

【納入期間】 前期(4月)入学 4月1日～4月10日
後期(10月)入学 10月1日～10月10日

5. 研究許可時期

研究生として研究を許可する時期は、学年又は学期の始めとします。

ただし、研究について教授会が特別の事由があると認めた場合は、この限りではありません。

6. 研究期間

研究生の研究期間は、1年以内とします。

ただし、研究の必要により資格更新の願い出があった場合は、教授会の議を経て半年毎にこれを許可することができます。

7. 授業科目の受講

研究生は、指導教員の指示する学部の授業科目を受講することができます。

受講科目は半年で10科目です。(単位を修得することはできません。)

8. 研究報告書

研究生は、研究報告書(任意様式)を研究期間終了の際に、指導教員を通じて学部長に提出しなければなりません。

9. 許可の取消

以下のいずれかに該当する場合、研究の許可を取り消す場合があります。

- 1) 正当な理由なく研究料を滞納し、督促を受けても納付しないとき
- 2) 本学の学則その他の規則に反し、秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為のあったとき

10. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険への加入について

学生の教育研究活動中の不慮の事故に備えて、上記保険に加入していただき、被害を受けた学生、加害事故を起こした学生への救済措置を図ることとしております。

当該保険は任意加入の保険とはなっておりますが、別途案内にて内容をご確認・ご検討のうえ、加入手続きをお願いいたします。

11. その他

- 通学用の定期券につきましては、対象外となります。証明書の発行はできません。

以下、注意事項ですので、よく読んでください。

□指導教員

指導教員と研究内容をよく相談してください。

指導教員の指示する授業科目は受講することができます。(単位を修得することはできません。)

□在留資格の申請

在留資格の申請は自分で行ってください。(本学では代理申請を請け負っていません。)

必要な書類・手続き等については、福岡入国管理局へお問い合わせください。

□証明書・学生証

在学証明書及び学生証は発行されません。